

## 栗東市工場立地法準則条例に規定する市の独自基準(案)

### ■工場立地法について

工場立地法(昭和 49 年施行)では、環境の保全を図りつつ工場立地が適正に行われるよう一定規模(敷地面積：9000 m<sup>2</sup>または建築面積：3000 m<sup>2</sup>)以上の製造業等の工場を設置する事業者に対し、緑地等の環境施設を敷地面積に対して一定基準(25%以上)確保(※)するよう義務付けています。

法施行により、工場と周辺環境の調和に寄与しましたが、その一方で法の基準が地域の実情や公害防止技術の進歩等に十分対応できていなかったことから地方分権の進展もあり、平成 23 年の法改正により、各市町村が地域の実情に応じて独自の基準を条例で定めることが可能となりました。

(※) 緑地 → 樹木が生育する土地や低木・芝等で地面が覆われている土地等  
環境施設 → 緑地及び屋外運動場や噴水、広場、太陽光発電施設等

### ■栗東市における条例制定の必要性

持続可能なまちづくりを進めるためには、地域経済の発展・雇用拡大・税収確保が喫緊の課題ですが、本市の市街化区域内においては住宅開発等による都市化が進行しており、工業系用途地域内の未利用地が少なく、工場適地として新たに企業が立地できる土地がほとんど存在しない状況にあります。

さらに、既存敷地では法規制の限界まで、土地利用が図られているケースがあり、これ以上の増築ができないことから、事業拡大、効率化、先進技術導入ができない状態にあります。これでは需要に応じた生産力向上ができないことから、企業の発展の機会を逃すだけに留まらず、市内企業の他市への流出の一因ともなりかねません。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、国内のサプライチェーンの脆弱化が健在化したことを受け、国では生産機能の国内移転・集積に対する支援制度を設けるなど、生産拠点の国内回帰に向けて取り組んでいます。本市においても、市内企業の立地集積・設備投資の促進に向けた環境整備が一層重要となっています。

よって、法による緑地等の環境施設の整備割合を緩和した市独自の基準を定めることにより、市内企業の他市への流出を防止するとともに、企業が設備投資しやすい環境を整備するものです。

○市の独自基準 (敷地に占める環境施設および緑地の整備割合)

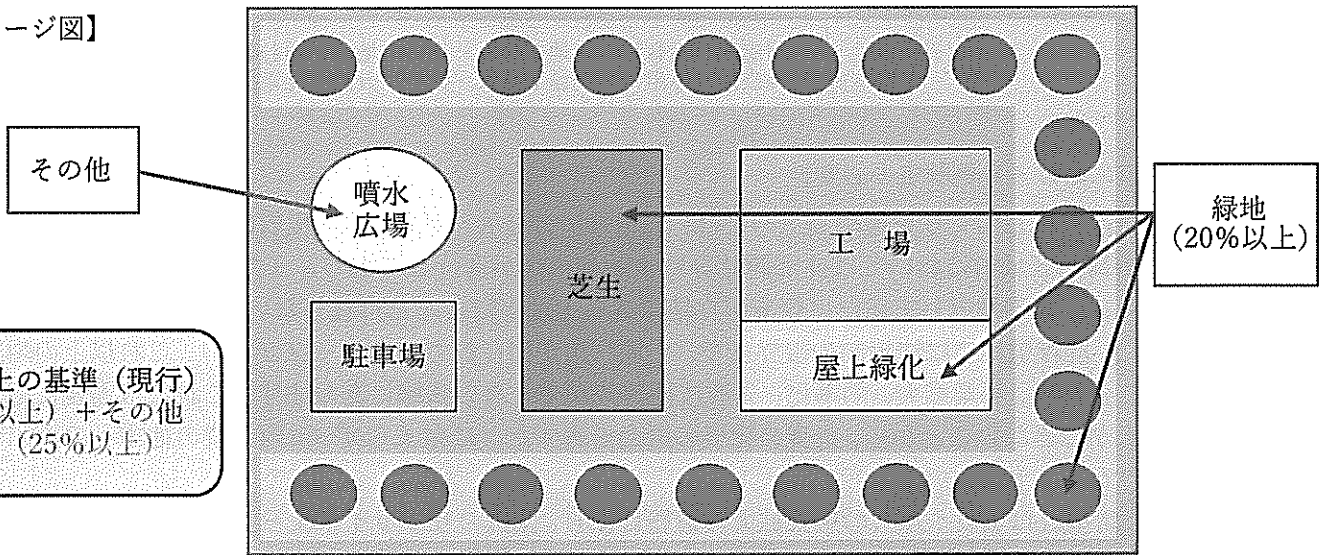
	工業専用地域	工業地域	準工業地域	市街化調整区域	その他の地域	重複緑地等の緑地への算入率
法の基準 (現在)	25%以上 (20%以上)					25%以下
↓						
市独自の基準	15% (10%)	20% (15%)	15% (10%)	25%以上 (20%以上)	50%以下	

※ 上段：環境施設面積率/ 下段：緑地面積率

# 工場立地法における緑地と環境施設の考え方

区分		内容	敷地面積に対する割合	
環境施設	緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木が生育する土地等であって工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの</li> <li>・ 低木、芝、その他の地被植物（手入れがなされているものに限る）で表面が覆われている土地等</li> </ul>	20%以上	25%以上
	重複緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋上緑化施設、壁面緑化施設、駐車場緑化（緑化ブロック）、配管下の芝生等</li> </ul>	緑地面積×25%以内	
	その他（緑地以外の環境施設）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 噴水、水流、池その他の修景施設</li> <li>・ 屋内運動施設、教養文化施設</li> <li>・ 太陽光発電施設（生産施設の用に供する場合を除く）</li> <li>・ その他これに類する施設と特に認められるもの</li> </ul>	（ただし、敷地周辺に15%以上を配置）	

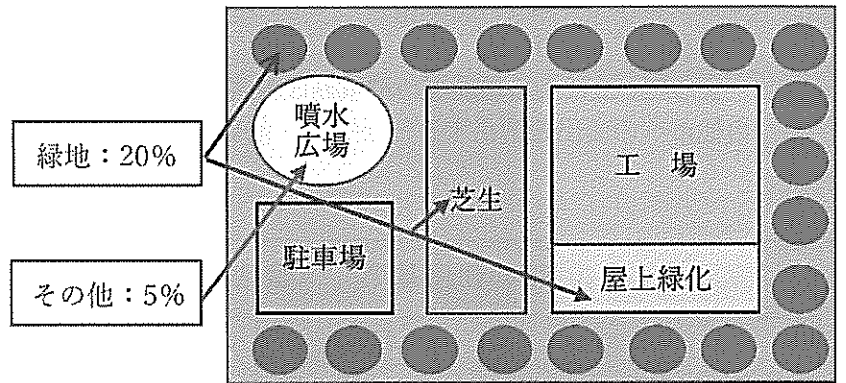
【イメージ図】



※工場立地法上の基準（現行）  
 緑地（20%以上）＋その他  
 ＝環境施設（25%以上）

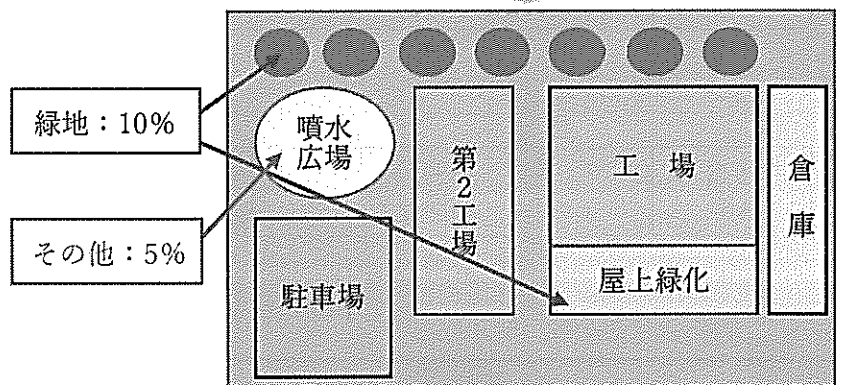
## 【緩和前（現在）】

現在の基準では、「緑地」を20%以上確保するとともに、「その他」と併せて「環境施設」として、25%以上確保する必要があるため、工場等の建築は残された敷地（75%以内）で行う必要がある。



## 【緩和後（工業専用地域の場合）】

地域の実情に応じた地域準則条例を整備することにより、「緑地」は10%まで、「その他」と併せて「環境施設」は15%まで緩和することができるため、残された敷地（85%以内）を有効活用することが可能となる。



## 緑地基準の緩和方針

### 1. 景観法との整合

栗東市では、景観法（景観条例・景観計画）に基づき、敷地面積の20%の緑化を求めている。

	工場立地法	景観法
敷地面積に対する緑地面積	20% (現行)	20%
緑地として算入できるもの	原則として、緑地の水平投影面積のみをカウント	緑地の水平投影面積のカウントに加え、壁面緑化やフェンス緑化等により緑化した <u>垂直投影面積もカウントできる</u>

同じ20%でも、景観法と比べて、工場立地法は算定基準が厳しい

- 工場立地法による平面状の緑地を緩和しても、壁面緑化等による垂直状の緑化を行うことで、景観法の20%はクリアできる。  
→ 工場立地法の規制だけを緩和しても、敷地の有効利用効果は得られる。
- 水平緑地が垂直緑地に転化することで、全体としての緑化面積については、減少していないことになる。  
→ 栗東市緑化宣言、緑の基本計画、都市計画マスタープランとも整合

### 2. 栗東市開発事業に関する指導要綱との整合

栗東市開発事業に関する指導要綱では、敷地面積の6%の緑化を求めている。  
当該要綱の6%の緑地についても、工場立地法と同様に水平投影面積をカウントする。  
よって、当該要綱との整合から、6%以下にはできないことから、工業専用地域、工業地域、用途地域の指定のない地域（市議化調整区域）では、現行の20%から切りのよい10%まで下げることとする。

### 3. 周辺住宅への影響の配慮

本市の準工業地域に立地する、工場立地法上の特定工場の多くが、住宅密集地に隣接している（※）ことから、法の趣旨である、周辺環境との調和のための緑地という観点から、準工業地域に限っては20%→15%への緩和にとどめることとする。

- （※）住宅密集地に隣接する特定工場 … 呉羽テック（岡）、三恵工業（高野）、麗光（高野）、タカラインコーポ（林）、関西保温工業（大橋ほか）  
→ いずれも準工業地域に立地

### 4. 環境施設の確保基準

法の準則では緑地に加えて、+5%の環境施設（緑地・グラウンド・噴水・ソーラーパネル等）を求めていることから、今回緩和する緑地率に+5%の環境施設を確保するものとする。



# 2020年度の「まちづくり論」の結果報告について

## 1. これまでの経過（総合調整会議資料より）

本市は、以前から協力関係のある龍谷大学と、互いの人的および知的資源の交流と物的資源を活用し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的として、平成29年7月11日付で包括連携協定を締結した。

この連携協定に基づく取り組みの一つとして、大学からの依頼を受け、平成30年度から初の試みとして本市職員が講師となり大学の講義を担当している。

## 2. 2020年度の授業目的

大学側：まちづくりの考え方や取り組み実態を知り、自分事としてのまちづくりを考察し、自らの構想を練り上げ、実現に向けて必要となる能力を磨く。

市側：・職員のプレゼン能力の向上・開発につなげる。

・学生が講義を通じて本市の取り組みを学ぶことで、栗東に関心を持ち、将来的に何らかの形で本市のまちづくりに関わられるようにする。

・学生の視点で出された提案を、可能な範囲で本市施策の課題解決に活かす。

## 3. 授業基本データ（スケジュール等は別紙のとおり）

科目概要：科目名「まちづくり論」、対象学部「社会学部」

コミュニティマネジメント学科提供の学部共通講義（専門科目扱い）

上限16単位まで他学科も受講可能な科目の一つ

大学コンソーシアムとの協定により、一部、他大学生も受講

講義場所時間：龍谷大学瀬田キャンパス 後期授業 水曜1限

担当講師：渡邊悟史氏（今年度は主に市と大学間の調整や最終成績決定など）

栗東市講師・コーディネーター：住宅課 課長補佐 竹山和弘（第1回～第15回）

栗東市ゲストスピーカー：自治振興課 不破亨（第6回）

障がい福祉課 河合貫至（第7回）

人権教育課 係長 稗田将（第9回）

ひだまりの家 西浦啓祐（第9回）

農林課 課長 岩松豊広（第10回）

子育て応援課 係長 吉川素子（第11回）

子育て応援課 主幹 坂口美智子（第11回）

上下水道課 堀江浩気（第12回）

上下水道課 郷間拓海（第12回）

栗東市採用案内：総務課 佐々木優（第13回）

受講者数：履修登録・・・88名

(内訳：他大生4名除く)4回生以上：4名、3回生：11名、2回生：69名  
出席日数10日以上・・・76名

(内訳：他大生2名除く)4回生以上：2名、3回生：9名、2回生：63名

※コミュニティマネジメント学科生が多く、一部に社会学科や現代福祉学科  
が受講

#### 4. 実施方法

- ・オンデマンド形式：コロナ禍により、キャンパスでの対面形式は行わず、事前収録によるオンデマンド形式で実施した。
- ・資料や収録：講師・ゲストスピーカーの講義を庁舎内で事前収録し、資料・動画を大学スケジュールに合わせて、都度指定期間に配信した。  
配信資料については、別途事務局3課で内容を確認した。
- ・配信方法：龍谷大学ポータルサイト「rusis」及びオンライン授業配信システム「manaba」、動画収録として「Google Meet」を使用（いずれも龍谷大学推奨）
- ・学生との連絡：各回のコメントシートを使用して、受講状況の把握やコミュニケーションを図った。質問は別途システム内掲示板等を活用した。
- ・学生政策提案：コロナ禍により、これまでのグループワークによるコンペは行わず、学期末レポート扱いとして受講生個々による提案をレポートとスライドにより回収した。  
成績評価は最終大学講師に提供し、回収資料は別途、行政視点で確認した。

#### 5. 今年度スケジュール概略

- 9月 2日 総合調整会議にて実施報告
- 9月 3日 各講師選定依頼
- 9月11日 コーディネーター講師依頼
- 9月16日 第1回講義収録
- 9月23日 第1回講義開始（配信開始）以降年末まで毎週
- 10月12日 ゲストスピーカー講師依頼
- 10月14日 各講師打合せ
- 10月23日 ゲストスピーカー1回目講義収録
- 10月28日 ゲストスピーカー1回目講義開始（配信開始）
- 11月30日 次年度に向けた関係課担当者協議
- 12月16日 年末最終講義配信
- 12月24日 次年度に向けた大学事務局間協議
- 1月 6日 新年講義配信（第14回）
- 1月13日 講義最終配信（学期末レポート提出受付開始）
- 1月21日 次年度に向けた講師間協議

- 1月25日 学期末レポート締切⇒評価⇒大学講師へ
- 3月上旬 学期末レポート行政評価⇒結果報告⇒(後日)共有
- 3月18日 総合調整会議報告

## 6. 今年度事業の実施結果

### ●今年度事業を開始時に課題として挙げた内容について

- ・大学側のメリット(自治体職員からまちづくりの生で学べる)が明確であることに対し、市側のメリットは明確に打ち出していない。  
⇒学生や大学が本市まちづくり参画につなげる仕掛けが必要
- ・学生提案で実現可能性のあるものがあっても、市施策への活用・実現まで至っていない。  
⇒提案を整理し、市の参考や今後の学公連携への活用できる形に整えることが必要
- ・市として人材育成の一環として有益な手法であるのか、今後も継続するのか、評価・検証が必要な段階にある。  
⇒まちづくり論で人材を育成するのではなく、本市の人材育成そのものを見直し、その活用の場の一つとしてまちづくり論を位置付ける必要がある。

### ●具体的にこれまでに挙げている主な問題

- ・まちづくり論が大学連携事業と位置付けられて以降、組織的な運用ができていない。
- ・ゲストスピーカー選定に対し、テーマや対象者などの一貫性が無いため、組織的な取り組みという形が取れておらず、部単位での事業紹介のような捉え方になっている。
- ・大学側の当事業への取り組み状況が見えておらず、具体的な役割が明確になっておらず、連携事業とはかけ離れた状況になっている。(特に大学講師の関与がない)
- ・受講された学生が、今後、本市のまちづくりや行政に関わる継続的な機会を作れていない。授業で終わっている＝市へ還元される機会がない
- ・受講された学生の本市まちづくりへの興味や将来像を共有できていない。＝学生を活用できていない。

※これらを念頭に現在の事業を考える必要がある。

### ●今年度実施した取り組み(好結果)

- ・大学側と実施に向けて細かい連絡連携を取ることで、事業進捗を共有することができ、学生からの質問や意見、書類提出などが、遠隔でありながらも円滑にやり取りできた。また、市・大学両者の意識共有や意識改革にもつながり、次年度検討の連絡がスムーズになっている。

- ・オンデマンド化を活用し、これまでに比べ、各授業内容の講師間、大学間、事務局間の共有を細かく行うことができた。
- ・また、撮り直しができるため、資料の修正や講義動画編集を実施できた。
- ・各講師と手法やスケジュールを細かく調整が必要だったため、事務局と講師間で必然的に具体的な内容や考え方を共有できた。
- ・講師からは、緊張が少なく実施できたという意見があった。
- ・これまで任意のグループ単位であった学生提案が、個人ごとの提案となったことで、多彩な視点からの提案を回収できた。
- ・学生提案については、段階的に収集と掲載などがされてきましたが、今年度は提案の質や実現可能性について評価することで、学生提案と市事業をより近づけるだけでなく、当事業による学生提案の回収がどれほどの効果につながるかの実証データを取る予定。

●今年度実施した取組み（悪結果）

- ・オンデマンドでは、講師と学生の細かな共有が取りづらくなった。
- ・学生からの反応がリアルタイムで得られず、理解度を判断できないままの収録だった。
- ・学生間のグループワークができないため、個々の考えをブラッシュアップできないままになった。それにより学生提案も清廉性に格差が出やすかった。
- ・講師にとっては、相手が見えない分、資料作りのウエイトが高くなり、会場に行く手間はなかったが、資料作成の負担は高くなった。
- ・ゲストスピーカー等の準備や収録、配信における反省点などを共有し難い。
- ・庁舎配信のため大学側が関与する機会が少なく、収録調整から配信、受講生対応など事務局のウエイトは比較的高かった。



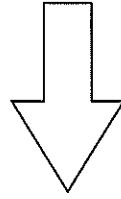
●学生が全15回を受講しての意見・感想（ほんの一部を抜粋）

- ・興味深い内容が多く、授業自体には取り組みやすかったように感じる。しかし、課題の毎回の要求されるレベルが高く、回答していて不安になることが多かった。ほかの授業はもっと感想を述べたり、フラットなことが多かったが、この授業のレベルの高さを痛感した。授業のレベルやレポートの内容をもうすこし学生が取り組みやすい内容だとうれしかった。
- ・栗東市については知っていることが多いつもりでいたのですが、授業を受けてみて、知らないことが多くあって驚きました。とても勉強になることが多くてもっと栗東が好きになりました。
- ・栗東市を取ってみても様々な問題や課題点、そしてそれに対する政策やまちの良いところが複数あることに気づいた。まちづくり論という名の通り、まちをより良くしていく方法について学んだが、まちづくりは非常に難しいと理解させられた。
- ・町の活性化には多くの協力と良いアイデアが必要になってくるので少しでも力になれる事があるなら協力していきたいと思うようになった。
- ・来年、再来年からはコロナ禍の中、栗東市はどのようなまちづくりをしているのかを紹介し、人々が不自由な状態の時、どのようにまちづくりしていくのかを考える講義があってもいいと思いました。
- ・作った総合戦略について、意見の出し合いができなかったので、オンラインでもそういったものができたらいいなと思った。
- ・ざっくりとしたまちづくりの定義だけを教えてもらう学び方でも十分なのですが、本講義では栗東市を焦点に当てることで、具体的かつ多角的にまちづくりの定義を学べたのでより深く理解する事ができました。また、ゲストスピーカーとして現役の職員や役員の方々から直接聞いたお話は刺激的でとても良かったです。次はもう少し踏み込んだまちづくり論を学びたいと思えました。
- ・最終課題のレポート案なのですが、講義中にもう少し作成の仕方やノウハウなどを教えてもらえればより完成度の高いものとなっと思えます。
- ・毎回のパワーポイントがPDFだったため、印刷に少し手間がかかりました。パワポでアップロードしていただく方が印刷しやすく授業も受けやすいかと思えます。
- ・最初はどんな講義なのかと思ったがとても楽しい講義だった。
- ・質疑応答の枠があったことによって疑問点はきちんと解決することができていたので良かった。もう少し今までの学生がどのような政策を考えていたのかというのをみたかった。全体的には非常に分かりやすく、受けやすい授業だったと思う。
- ・最後の個人ワークの部分をZOOMのブレイクアウトルームを使って、グループワークで行うのも良いのではないかなと思いました。
- ・毎週まちづくりを違う視点から見れたので、どの授業も全て面白かったです。

またこの授業では最後には自分でまちづくりの案を作るということを最初に知らされていたので、それを常に意識することで毎回の授業で深く考えながら受ける事が出来てよかったです。

- ・自分生まれて住んでいた町、大学にきて住んでいる町、社会に出て住む町と、これからの人生を考えて自分がたずさわる町に対して感謝と貢献をしたい気持ちになりとても楽しかった。
- ・何度も繰り返すことができるため、自分のペースで進めることができたが、その場での疑問を聞けないことは残念でした。
- ・この授業のはじめの方は課題のために話を聞こうという考えであったが、回を重ねていくうちに話を聞くのが楽しくなってきた。ゲストスピーカーさんがほぼ毎回違う方だったのでフレッシュな感じで、授業を受けることが出来た。その人独特の感性なども感じる事ができた。この授業は、オンラインで動画配信という形であったが対面で授業を受けたかったと思った。栗東市の改善点などをグループで考え発表などをしてみたかった。この授業は、まちづくりについての様々な知識を得ることができ、とても楽しかった。
- ・まちづくりとはどういうものかということと栗東市の現状を知ることができた。実際に栗東市役所の人から話を聞けるのは、とても新鮮で良い刺激になりました。市についてこんなに真剣に考えておられる人がいると思うと、自分も栗東市や他の地域のために何かをしたいと思った。
- ・正直この授業の内容は難しかった。でも、栗東市について考える中で、現状を解決するために必要なことを考える力を身につけられた気がする。この力はこれから先どんなことにも役立つと思う。オンラインで難しい環境の中、こんなにも考えさせられる授業をしていただきありがとうございます。内容は難しかったですが、受講して良かったと思いました。
- ・行政の仕事は街の経済的な発展や、水道や道路などの設備について運営するものだと思っていましたが、地域のコミュニティやこれからの繁栄なども考えた上で政策を練り、実践していくということが学べました。
- ・具体的な事例を学び、実際に自ら企画するなどして、まちづくりの楽しさや難しさを学ぶことができました。特に、ひきこもりの人の事例が印象に残っています。まちづくりというのは地域の企画や運営だけでなく、住民に寄り添う相談所から仕事はさまざまなことが学べました。公務員を志望すること気持ちも芽生え、私にとってこの授業はとても大きな学びになりました。半期間ありがとうございました。
- ・オンデマンドでの講義であった中講義とともに前回の振り返りがありきちんとフィードバックがあり、より深めることができました。栗東市についての基礎的なことからデータを捉えるまで色々知ることができました。地方公務員が行っている取り組み仕事内容なども知ることができ、今後の就活や将来について考えるきっかけになりました。

- ・社会学部は現場主義をモットーなのでコロナが落ち着いたら、まちづくり論の講義では外に出れる講義が何回かあればと思いました。



※これらの結果とこれまでの経緯を踏まえて、2021年度（令和3年度）およびこれからの本事業について検討する。



龍谷大学連携事業「社会学部後期科目(まちづくり論)」  
2021年度事業(案)について

1. 実施プログラム(案)

龍谷大学との包括連携協定の締結に合わせて、連携事業として開始した社会学部後期科目「まちづくり論」について、これまでの経過を踏まえ、実施体系を大幅に見直し、同授業に囚われず、包括連携を活用した継続発展的な事業への転換を行います。

その起点として、2021年度は市・大学の相互連携によるまちづくり人材の発掘・育成をテーマにプログラムを取り入れ、中期的計画により理想的な学公連携体制の構築を行います。

また、当事業に関わる様々な人財を活用する取組み(地域まちづくりに関する内部教育や受講学生への学公連携インターンシップの導入、大学職員を通じたまちづくり参画検討など)と連携した運用を行います。

2. これまでの課題

○ 大学側は現役の自治体職員に講義をしてもらえ、まちづくりの生の声を聴ける、学べるという大きなメリットがあった一方で、本市側にメリットがあったとは言い難い状況である。

⇒大学側も主体的なメリット創出が取組まれていない。

⇒学生に自治体職員の声を直接届けても、それを市へ還元させる取組みの転換に動いていない。そのための窓口が固まっていない。

⇒連携事業による様々な方向が考えられる中、焦点を絞った事業になっていない。

⇒事業実施当時からの「学生の本市まちづくりへの参画」という目的と現在の「職員の人材育成」という目的に基づく実施方法が矛盾している。

○ 学生から出された提案の中には実現可能と思われる優れたものも見受けられたが、本市施策への活用・実現にまで至っていない。

⇒学生提案を活用する目的(その後のステップ)が明確になっていない。

⇒学生提案がどの程度活用できる内容なのかを精査できていない。

⇒提案を本市に取り込んだ際に、実際に評価や実現性の検討などが行われていない。

○ そのような状況の中で、この取り組みを市として人材育成の一環として有益な手法ととらえ、今後も継続するのか、評価・検証が必要である。

⇒人材育成として、何の習得を目指すのか、誰を対象とするのかが明確になっていない。

⇒人材育成としての事業プログラムが、効果的につながる内容になっていない。

⇒職員が継続的に関わる目的や手法が組織化されていない。

## 2. 2021年度からの目的

本市が本事業に取り組む目的及び龍谷大学が本事業に取り組む目的は以下のとおり。  
基本的に下記の「主目的」を目指した事業を実施し、その成果状況に併せて発生する「副次目的」を回収運用しながら次のステップへの可能性について検討する。

### ○ 主目的

#### ・【まちづくり課題に向き合う人財の育成】

効率的、効果的なまちづくりを行政が促せるように、まちづくりの課題に向き合う視点をもった人財を選抜し、市職員のまちづくり意識を向上させる指導者として育成する。

取組1⇒まちづくり研究指導者プログラムの実施

「各種外部機関への参加・受講」や「まちづくり論を含む龍谷大学事業への参加」

取組2⇒派遣職員の組織的運用

#### ・【外部人財の確保】

本事業を通じて栗東市のまちづくりへ意欲を持つ学生・大学講師を発掘し、登用または連携により、まちづくりへ積極的に取組む人財を確保する。

取組3⇒龍谷大学連携インターンシップの実施(2022年度事業)

まちづくり論受講生を中心に大学推薦者を選抜し、学生にまちづくり課題研究や行政実務学習の機会を提供する

### ○ 副次目的

#### ・【地域で活動する学生人財の発掘】

学生に本市情報や実施事業を提供し、本市地域活動への参画意欲を有する学生を新たな人財候補として発掘する。

取組4⇒大学主体事業としてのまちづくり論へのより効果的支援

これまでの事業経験を参考に学公連携を主眼に置いた支援に取り組む

#### ・【学生政策提案の活用】

学生からの提案物を市へ帰属させて評価し、参考になり得るものを検討案や参考案として組織内で共有する。

取組5⇒学生提案のプレゼン会や学公評価の実施

学公連携事業及び市事業の参考とするだけでなく、学生提案の主旨等を聞き取り、実現可能性について市と大学が検証する。

#### ・【まちづくり論運営連絡会議の設置】

龍谷大学の本市まちづくりへの参画を促すことで、市民活動に大学が関わり、情報発信や運営支援など市民活動を効果的に活かせる環境につなげる。

取組6⇒市・大学間の運営連絡会議を設置し、大学との継続的な情報共有により、大学側の実習科目設置や本市まちづくりへの参画を継続的に支援

### 3. 2021 年度実施する取り組み(案)

目的の達成に向け、2021 年度は主に以下の内容で実施する。

#### 取組1 まちづくり研究指導者プログラム(仮)の実施

まちづくりの課題に向き合う視点を有する人材の育成を目的に、小規模の階層に焦点を当てた(派遣・集合)研修を実施する。その中から、まちづくり研究指導者候補者を選抜し、短期中期的なプログラムを適用する。

なお、対象者に対しては通常の育成計画とは異なり別途定める。

#### 取組2 派遣職員の組織的運用

まちづくり研究指導者候補のアウトプットの間として、まちづくり論の一部講義やワークを担い、大学講師と連携した成果創出を目指す。

学生間ワーク時には、政策形成視点に関して大学講師を補佐するため、内部講師をファシリテーターとして派遣し、一部については指導者候補を派遣する。

年間事業終期には市・大学関係者間でのフィードバックを行い、派遣職員の習得内容の確認と今後の育成計画を検討する。

#### 取組3 龍谷大学連携インターンシップの実施(2022 年度事業)

まちづくり論の受講生のうち、成績優秀者及びまちづくり参画への高い意欲や自治体職員就職への高い意欲をもった学生を大学推薦者として位置付け、その中の希望者に対して、翌年度にインターンシップへの受け入れを行う。

インターンシップは龍谷大学学部単位で実施するアカデミックインターンシップの協定として実施する。

インターンシップ受講生に対しては、自治体業務の学習と本市まちづくりの問題発見を目的とし、最終的に対象者の能力評価・人物評価を行う。

対象者が採用試験を受験する際には、当評価は参考情報と位置付ける。

※当インターンシップ実施の際には、現在登録している大学コンソーシアム京都のインターンシップ(ビジネスパブリックコース)を終了する。

#### 取組4 大学主体事業としてのまちづくり論へのより効果的支援

(龍谷大学講師が中心となった授業への移行と既存プログラムの活用)

特定の大学講師が数年間継続して担当し、これまで市が担っていた講義やファシリテーター、評価などの大学的役割を見直し、大学側主体の授業へ移行させる。

また、これまでの事業経験を活かし、市事業の情報提供や学生提案への支援について学公連携的に行い、内容を発展的に変化させる。

#### 取組5 学生提案のプレゼン会や学公評価の実施

学生政策提案を大学・学生間と本市職員へ提案発表する機会を設ける。

それについて、市・大学・他学生がそれぞれの視点で評価する。

#### 取組6 市・大学間の運営連絡会議の設置

連絡会議を設置し、大学との継続的な情報共有により、大学側の実習科目設置や本市まちづくりへの参画に向けた調整を継続的に進める。

これまで、まちづくり論事業の前後にのみ実施されていた協議について、人材育成や協働まちづくりに関する改善提案や今後の事業計画について、構成メンバーを確定し、メンバー間の容易な情報交換や会議実施を行う。

具体的には、市事務局及びアドバイザー、大学事務局、大学講師、大学実習助手などを中心に構成する。

これらについて総務課、自治振興課、元気創造政策課それぞれの役割を活かしながら、龍谷大学との連携により、目的達成に向け実施する。

#### 4. 2021年度実施スケジュール(案)

- |            |   |
|------------|---|
| 4月         | 新年度体制の確認と本事業実施協議<br>市・大学両関係者による協議<br>栗東市・龍谷大学まちづくり連絡会議(仮)設置                     |
| 5月         | まちづくり研究指導者プログラム候補者選定<br>まちづくり研究指導者プログラム候補者へ研修開催通知<br>まちづくり研究指導者プログラム開始(全3~4回程度) |
| 7月         | まちづくり論プログラム確定<br>総合調整会議にてまちづくり論プログラム報告  |
| 8月         | まちづくり論派遣対象者選定、依頼  |
| 9月上旬(予定)   | 大学講師、大学事務局、市事務局、派遣職員、打合せ会   |
| 9月下旬(予定)   | 「まちづくり論」開講開始予定(毎週木曜日) ※ 全15コマ   |
| 11月中旬(予定)~ | 「まちづくり論」への市職員の派遣開始  |
| 1月下旬       | 「まちづくり論」講義終了  |
| 2月上旬(予定)   | 大学側の評価と学生希望に基づき、インターンシッププログラムへの推薦者を決定   |
| 2月中旬(予定)   | まちづくり研究指導者候補者研修最終回<br>R3年度まちづくり研究指導者プログラム終了<br>→指導者名簿登録 or プログラム継続              |



## 5. 次年度における各部課への依頼事項

次年度においては、集合研修計画、派遣研修計画に位置付け、人材育成プログラムの受講対象者数名(主に主事補級～主査級)を選定し、対象者の研修受講を依頼するため、ご理解、ご配慮を依頼する。

また、今後の本市まちづくりを活性化させるための人材発掘のため、各部課内において推薦できる職員については積極的なご提案をお願いします。

まちづくり論のプログラムについては、テーマや役割は異なるが、職員のまちづくり意識や知識向上のため、まちづくり研究指導者に限らず、関係所属や内部講師等に派遣を依頼することについても併せて、ご理解、ご配慮を依頼する。



令和3年3月10日14時00分  
資料配布 近畿地方整備局  
滋賀国道事務所  
(滋賀県同時発表)

一般国道1号 りつとうみなくち 栗東水口道路 I、主要地方道 おおつのとがわながはま 大津能登川長浜線  
～3月19日 事業認定の申請に向けた事業説明会の開催～

栗東水口道路 I および大津能登川長浜線の未買収地の用地取得を推進するため、当該事業の目的及び内容についての説明会を開催します。

栗東水口道路 I および大津能登川長浜線は、これまで多くの地権者のご協力を得て、国側では約98%、県側では約96%の用地取得(R3.2末時点)を行い、引き続き用地取得を実施するとともに順次工事を推進しています。

残る用地については、引き続き話し合いの中でご協力を求めている方針ですが、着実な事業推進を図るため、話し合いでの用地取得が困難な場合に備えて、土地収用法活用に向けた準備を並行して進めており、同法に基づく事業説明会を開催します。

1. 日時及び会場:

日時: 令和3年3月19日(金)午後7時～午後8時まで(受付開始午後6時30分)

会場: 栗東市危機管理センター 3階 大研修室(滋賀県栗東市安養寺1丁目13番33号)

2. 主催: 国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所

滋賀県 南部土木事務所

3. 概要: 別紙のとおり ※新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら説明会を実施いたします。

<取扱い>

<配布場所>

滋賀県政記者クラブ

<問合せ先>

■栗東水口道路 I (国事業)に関するお問い合わせ

国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所

副所長 玉置 栄(たまき さかえ) 計画課長 中治 茂(なかじ しげる)

電話 077-523-1741(代表)

■大津能登川長浜線(県事業)に関するお問い合わせ

滋賀県 南部土木事務所

次長 福田 義弘(ふくだ よしひろ) 道路計画課長 岡田 裕行(おかだ まさゆき)

電話 077-516-4178(代表)

## 土地収用法第15条の14に基づく事業説明会の開催について

下記事業の目的・内容について次のとおり説明会を開催します。

## ◆ 起業者の住所及び名称

- (1) 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号 国土交通大臣
- (2) 滋賀県大津市京町4丁目1番1号 滋賀県

## ◆ 事業の種類

- (1) 国土交通大臣起業に係る事業  
一般国道1号改築工事(栗東水口道路Ⅰ(Ⅱ期区間))
- (2) 滋賀県起業に係る事業  
主要地方道大津能登川長浜線馬場・上砥山工区事業

## ◆ 事業の施行を予定する土地の所在

- (1) 国土交通大臣起業に係る事業  
滋賀県栗東市小野字向手原地内から同市上砥山字砥坪地内まで
- (2) 滋賀県起業に係る事業  
滋賀県草津市馬場町字穴虫地内から栗東市上砥山字砥坪地内まで

## ◆ 日時及び会場

日時：令和3年3月19日(金) 午後7時～午後8時まで(受付開始午後6時30分)  
会場：栗東市危機管理センター 3階 大研修室(滋賀県栗東市安養寺1丁目13番33号)

## ◆ 事業説明会へ来場される方へのお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じながら事業説明会を開催しますので、以下の項目について、ご理解とご協力をお願いします。

1. 発熱、咳などの症状のある方は、会場への入場をお断りします。
2. 来場の際には、マスクの着用をお願いします。
3. 受付にて検温、アルコール消毒液による手指の消毒をしてから入場をお願いします。
4. 密閉・密集・密接状態の回避のため、各会場とも定員を超える場合は入場を制限させていただきます場合があります。
5. 参加者把握のため、受付にて氏名、住所、連絡先を記入して頂きます。  
ご記入頂いた個人情報については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策以外には使用致しません。

## ◆ 主催

国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所  
滋賀県 南部土木事務所

## ◆ お問い合わせ

栗東水口道路Ⅰに関する問い合わせ

国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 計画課又は用地第二課  
TEL：077-523-1741(代) (平日：午前8時30分から午後5時15分)

大津能登川長浜線に関する問い合わせ

滋賀県 南部土木事務所 道路計画課  
TEL：077-516-4178(代) (平日：午前8時30分から午後5時15分)